

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の改正について

漁港漁場整備部計画課

1 改正の趣旨

(1) 漁場整備関係

我が国水産業を取り巻く情勢は、我が国周辺水域の水産資源の悪化等依然として厳しい状況であり、特に、我が国漁業生産量の約4割を占めている沖合漁業の生産量は著しく減少しています。

このような状況の中、魚礁の設置や増殖場の造成等の漁場整備事業は、地方公共団体によってそのほとんどが沿岸海域で行われ、種苗放流等他の水産施策とあわせて、水産資源が全体的に悪化傾向にある中、同海域で行われる沿岸漁業の生産量は僅かな減少にとどまっていますが、沖合海域においては、関係

のより一層の役割分担を図るため、国が行う漁港整備事業の範囲の明確化を図る必要性が生じています。

また、構造改革特別区域法に基づく漁港特区制度（漁港施設の民間事業者への貸付けを可能とする制度）について、漁港特区に係る評価の結果、平成18年12月1日に構造改革特別区域基本方針に「全国展開することとなった規制の特例措置」として追加されたところです。

2 改正の具体的内容

(1) 漁港漁場整備法関係

① 漁場整備

平成19年度から、沖合漁場における漁場整備を進めるため、国を漁場整備の実施主体として規定することとします（法第4条第1項）。

また、国が行う事業の要件として、施行海域を排他的経済水域に限定するとともに（法第4条第2項第1号）、その対象を資源管理等の施策と連携して、保護等の措置を緊急に講ずる必要のある魚種に限定するほか、（法第4条第2項第2号）、著しい効果があると認められるものである旨を規定しています（法第4条第2項第3号）。

このほか、手続きを明確化し、円滑な事業の施行を図るため、政令立案の際の関係都道府県知事への意見聴取（法第4条第4項）、特定漁港漁場整備事業計画の策定にあたっての関係広域漁業調整委員会の意見聴取（法第19条第2項）、費用負担（法第20条第2項及び第3項並びに法第20条の2）の規定の整備等を行います（都道府県の負担率：25%（政令規定））。

地方公共団体が複数存在すること等からこれまで漁場整備がほとんど行われていませんでした。

これらのことから、昨今、沖合海域において水産資源の回復・増大を図るため、国が当該海域で漁場整備を積極的に推進する必要性が高まっています。

(2) 漁港整備関係

漁港整備については、漁業の振興を図り、食料の安定供給を図る必要があることから、国も漁港整備を行うことができることとされていました。

しかし、昨今、国民への水産物の安定供給を図りつつ、地方公共団体の主体性を生かした既存施設の有効利用や、国と地方

② 漁港整備

国が事業主体となる漁港整備事業を第3種漁港（利用範囲が全国的なもの）又は第4種漁港（離島等にあつては漁場開発又は避難上特に必要なもの）に限定します（法第4条第2項）。

③ 漁港特区制度

漁港特区制度の全国展開を図ることとします。（法第37条の2）

これまでの漁港特区制度では、内閣総理大臣への特区計画の申請やその認定等の手続きが必要でしたが、全国展開によって、そのような手続きの必要がなくなり、手続きが簡素化されます。

(2) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律関係

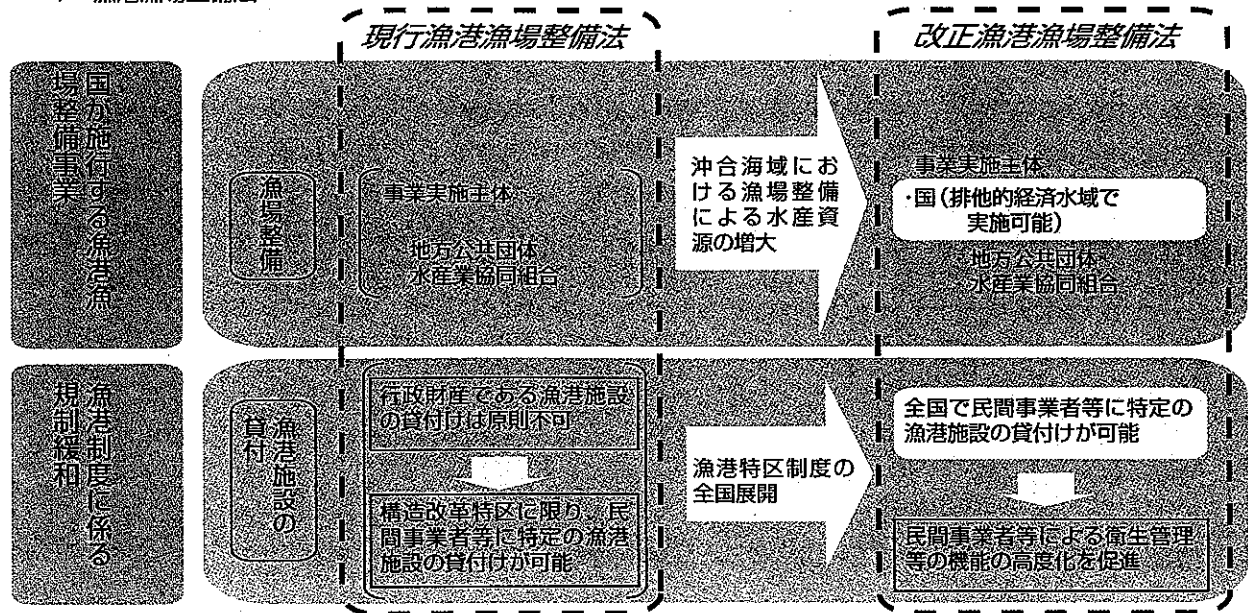
今般、国が排他的経済水域で行う漁場整備について、後進地域特例法の対象として追加し、財政力が弱い県において国の負担割合の嵩上げ措置を行うこととします（後進地域特例法第2条第2項）（国の負担率：後進地域特例法第3条第1項の算定方法により決定し、引上率を考慮した国の負担割合は90%が上限）。

3 施行期日

施行期日は、公布の日（平成19年5月30日）とすることとします。ただし、漁港特区制度の全国展開に関する改正部分については、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲で政令で定める日とすることとします。

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律（予算関係）

1 漁港漁場整備法



2 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律
国の負担割合の嵩上げ特例の対象として、「漁場」を追加